

## いじめ、暴力行為の平成27年度における本県の状況について

## 1 調査の趣旨

本調査は、県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における児童生徒の問題行動等の状況について把握し、生徒指導上の取組のより一層の充実と、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、実施しているものです。

## 2 調査結果の概要

## (1) いじめ

【いじめの認知件数（校種別）】

(単位:件数)

	H23	H24	H25	H26	H27	H27-H26	(前年度比)
小学校	102	975	621	536	871	335	(62.5%増)
中学校	109	630	529	310	504	194	(62.6%増)
高等学校	33	126	54	61	125	64	(104.9%増)
特別支援学校	1	7	5	3	10	7	(233.3%増)
計	245	1,738	1,209	910	1,510	600	(65.9%増)

- いじめの定義を踏まえ、初期段階や、ごく短期間のうちに解消した事案等を含め、積極的ないじめの認知を推進したことにより、平成27年度のいじめの認知件数は1,510件で、平成26年度と比較すると600件の増加。(前年度比65.9%増)
- 学校が把握したいじめの92.8%(前年度92.0%)が年度内に解消。

## &lt;参考&gt;

三重県(公立学校)及び全国(国公立)の児童生徒 1,000人あたりのいじめの認知件数  
(単位:件)

		H23	H24	H25	H26	H27	H27-H26
小学校	三重県	1.0	9.6	6.2	5.5	9.0	3.5
	全国	4.8	17.4	17.8	18.6	23.1	4.5
中学校	三重県	2.1	12.4	10.4	6.2	10.1	3.9
	全国	8.6	17.8	15.6	15.0	17.1	2.1
高等学校 (全定)	三重県	0.8	3.2	1.4	1.5	3.2	1.7
	全国	1.8	4.8	3.1	3.2	3.6	0.4
特別支援学校	三重県	0.7	5.0	3.4	2.0	6.6	4.6
	全国	2.7	6.4	5.9	7.3	9.4	2.1
合計	三重県	1.2	9.0	6.3	4.8	8.1	3.3
	全国	5.0	14.3	13.4	13.7	16.4	2.7

※高等学校は、平成25年度以降、通信制を含む調査となったため、高等学校及び合計の全国値は通信制を含む。

参考：いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
 （いじめ防止対策推進法第2条第1項）

（2）暴力行為

【暴力行為の発生件数（校種別）】

（単位：件数）

	H23	H24	H25	H26	H27	H27-H26	（前年度比）
小学校	87	118	174	268	425	157	（58.6%増）
中学校	564	543	598	525	379	▲146	（27.8%減）
高等学校	134	120	128	113	97	▲16	（14.2%減）
計	785	781	900	906	901	▲5	（0.6%減）

- ・ 平成27年度の暴力行為の発生件数は901件で、平成26年度と比較すると5件の減少。（前年度比0.6%減）
- ・ 特に小学校での暴力行為が増加している主な要因として考えられることは、心理的、家庭的に複雑な背景を抱える子どもたちの増加や、いじめの積極的な認知に伴うもの。

<参考>

三重県(公立学校)及び全国(国公立)の児童生徒1,000人あたりの暴力行為の発生件数

（単位：件）

		H23	H24	H25	H26	H27	H27-H26
小学校	三重県	0.8	1.2	1.7	2.7	4.4	1.7
	全国	1.0	1.2	1.6	1.7	2.6	0.9
中学校	三重県	11.0	10.7	11.8	10.5	7.6	▲2.9
	全国	10.9	10.7	11.3	10.1	9.5	▲0.6
高等学校 （全定）	三重県	3.3	3.0	3.2	2.8	2.5	▲0.3
	全国	2.8	2.8	2.3	2.0	1.9	▲0.1
合計	三重県	4.0	4.0	4.7	4.8	4.9	0.1
	全国	4.0	4.1	4.3	4.0	4.2	0.2

※高等学校は、平成25年度以降、通信制を含む調査となったため、高等学校及び合計の全国値は通信制を含む。

参考：暴力行為の定義

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいう。  
 （文部科学省：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引」より）

### 3 今後の対応方針

本調査結果を踏まえ、これまでの児童生徒の問題行動等への対策の検証を行いながら、「未然防止の取組」「教育相談体制の充実」「チーム支援の推進」の観点から、以下の取組を進めてまいります。

#### 「未然防止の取組」

- ・ 児童生徒の情報モラルの育成を目的としたみえネットスキルアップサポートや、保護者への啓発を目的としたネット啓発講座等の取組を有機的につなげ、子どもたちのインターネット社会を生き抜く力を育成。
- ・ インターネットの利用に係る問題への対応について、児童生徒の情報モラルの育成や教職員の指導力向上を図るため、「ネットトラブル対応事例集」を作成・周知し、その事例集を活用した取組を推進。
- ・ 小中学校のうち推進校4校において、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を実施し、また、高等学校のうち推進校2校において、生徒会活動を中心とした主体的な活動を実施することにより児童生徒の社会性を育成。

#### 「教育相談体制の充実」

- ・ 全156中学校区にスクールカウンセラーを配置し、配置時間の弾力的な活用を推進し、小学校から中学校への途切れのない支援を充実。
- ・ スクールソーシャルワーカー9名を学校の要請に応じて派遣。スーパーバイザーを含む3名は学校からの要請に対応し、6名は県立高等学校6校にも配置することを通して、地域の中学校区を巡回し、地域の福祉等の関係機関とのネットワークを構築。

#### 「チーム支援の推進」

- ・ 学校だけでは解決が難しい問題について、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカーからなるチームを編成し、配置のスクールカウンセラーや関係機関、家庭との連携を図りながら対応。また、必要に応じて弁護士等の専門家より助言を得て支援。
- ・ 各学校におけるスクールソーシャルワーカーの一層の周知・活用を図るため、「スクールソーシャルワーカー活用事例集」を作成・周知し、その事例集を活用した取組を推進。